

令和3年6月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

本件は、適応障害(以下「当該傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、傷病手当金の支給の請求をした請求人に対し、〇〇健康保険組合(以下「保険組合」という。)が、療養のための労務不能とは認められないためとして、傷病手当金を支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、当該傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、本件請求期間について、令和〇年〇月〇日(受付)、保険組合に対し、傷病手当金の支給を請求した。
- 2 保険組合は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「令和〇年〇月〇日から労務不能と認められないため」として、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨  
(略)

理由

第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項は、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する旨を規定している。
- 2 本件の場合、保険組合が前記「事実」欄第3の2記載の理由で行った原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、請求人が、本件請求期間について、当該傷病の療養のため労務不能であったと認められないかどうかである。

第2 審査資料

本件の審査資料は、以下のとおり(いずれも写し)である。

資料1 本件請求期間に係る傷病手当金・傷病手当付加金請求書の療養を担当した医師が意見を書くところ欄のa病院(以下「a病院」という。)・A医師(以下「A医師」という。)が令和〇年〇月〇日付けで記載した部分

資料2 A医師が作成した労務不能について(回答)と題する書面(令和〇年〇月〇日付け)

資料3 請求人が作成した状況報告書・同意書と題する書面(令和〇年〇月〇日付け)

資料4 請求人に係る診療報酬明細書でa病院のもの(令和〇年〇月分、同年〇月分)

資料5 請求人に係るb薬局c店(令和〇年〇月分、同年〇月分)の調剤報酬明細書で医療機関をa病院とするもの

資料6 保険者が請求人の所属していたd社e支店の〇氏に内線電話で確認した事項及び添付資料(令和〇年〇月〇日付け)

第3 事実の認定及び判断

- 1 本件審査資料によれば、以下の各事実

を認めることができる。

- (1) 資料1から必要な部分を摘記すると、以下のとおりである。

傷病名：適応障害

発病又は負傷の原因：不詳

発病又は負傷の年月日：不詳

療養の給付を開始した日年月日：令和○年○月○日

労務不能と認めた期間：令和○年○月○日から同年○月○日まで35日間

診療実日数：2日間

傷病の主症状および経過概要

不安焦躁を認め今後加療必要 就労困難

上記の期間中に入院をした期間がある場合はその期間（注：記載なし）

- (2) 資料2から必要な部分を摘記すると、以下のとおりである。

### 1 傷病の主症状および経過

診断：適応障害

入社後まもなくして職場そのものの雰囲気にも馴染めなく意欲低下不安焦躁を認め令和○年○月初旬ごろより上記症状不安定にて令和○年○月○日当院初診となった。初診時不安焦躁、意欲低下に加え就労意欲の乏しさを強く認め、御本人からも休養希望ありて就労困難と判断し令和○年○月○日から同年○月○日まで就労困難と判断し診断書を記入し初診時本人に渡した。

### 2 労務不能を○月○日からにした経緯

依然として上記症状不安定であったが退職日近くなるにつれ表情は穏やかになりつつあった○月○日以降は欠勤になるとの御本人の意見ありて申請希望日に合わせる形で同年○月○日以降の日で傷病手当の記入とした。

### 3 傷病名

初診時意欲低下等の抑うつ症状を認め神経症性うつ病としたが、環境に左右される部分が多々あり又職場から離れると比較的安定する状況が

認められた事から適応障害とした。

- (3) 資料3から必要な部分を摘記すると、以下のとおりである。

①通院されている病院等

・病院名：a病院

C：その他（2週間に1回）

②服薬状況について

スルピリド錠50mgを毎朝の朝食後に服用

③生活状況について（\*複数の回答可）

B：一日3時間程度横になっている

C：必要最低限の家事をする

E：読書、テレビ鑑賞

④③以外の選択肢以外に何かあれば（注：記載なし）

⑤療養について、担当医師からどのような指示等を受けていますか  
生活習慣を整えて、外出の機会を増やしていく。

（注：⑥、⑦は掲載省略）

⑧雇用（失業）保険の受給について

A：手続きしていない

⑨身の回りの世話をしてくれる方はいますか？

続柄・関係：婚約者

（注：「氏名」、「日中連絡とれる電話番号」は掲載省略）

- (4) 資料4から主な部分を摘記すると、以下のとおりである。

診療年月	傷病名	診療開始日	転帰	診療実日数	摘要
○.○	神経症性うつ病（主）	平成○年○月○日		1	初診料 処方箋料（その他） 通院精神療法（30分以上） 他
○.○	同上	同上		2	再診料 処方箋料（その他） 通院精神療法（30分未満） 他

（注：空欄は記載なし）

- (5) 資料5から主な部分を摘記すると、以下のとおりである。

調剤年月	処方月日	調剤月日	処方等	調剤数量
〇.〇	〇.〇	〇.〇	【内服】 1日1回朝食後 スルピリド錠50mg「サワイ」 1錠	6
	〇.〇	〇.〇	【内服】 1日1回就寝前 クロチアゼパム錠5mg「日医工」 1錠	6
〇.〇	〇.〇	〇.〇	【内服】 1日1回朝食後 スルピリド錠50mg「サワイ」 1錠	14 14
	〇.〇	〇.〇	【内服】 1日1回就寝前 クロチアゼパム錠5mg「日医工」 1錠	14 14

(6) 資料6から主な部分を摘記すると、以下のとおりである。

ア 令和〇年〇月から同年〇月〇日までの間、B氏（注：請求人）の勤務状況に勤労意欲の乏しさと従前と異なる様子を見せたいたり、従前と比べてB氏に何か変化はあったかに対し「令和〇年〇月〇日、B氏より口頭で退職の意向をつけられました…退職理由が実家（〇〇市）の家業である果樹園を高齢の祖父に代わり父と共に継ぐことであった為翻意を断念し、同年〇月初旬に上司である〇氏にB氏の退職を報告しました。B氏は同年〇月〇日に退職届を提出し、正式に退職の意思を示しましたが、同年〇月〇日の最終出勤日まで意欲的に業務をこなしてくれました。したがって当該期間におけるB氏について勤労意欲の乏しさと勤務態度の変化について変化は見受けられませんでした。」と回答している。

イ a病院のA医師から「〇月〇日以降は欠勤になるとの御本人の意見あり」との記載は事実であったかに対し「令和〇年〇月〇日から退職日の同年〇月〇日まで未消化であった有休休暇を取得しており、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの給与は同年〇月〇日に全額支払っています。したがって「〇月〇日以降欠勤となる」とのB氏の主張は正しいものではありません。」と回答している。

ウ 請求人に係る〇（令和〇）年〇月度勤務月報

〇月〇日から同月〇日まで公休日を除き出勤し、通常業務に従事しており、同月〇日から同月〇日まで12日間は有休を取得し、同日は退職と付記されている。

エ 請求人に係る〇（令和〇）年〇月給与支給明細書

支給欄に本給「〇〇〇, 〇〇〇」、支給総額「〇〇〇, 〇〇〇」、控除欄に①法定控除計「〇〇, 〇〇〇」、②法定外控除計「〇〇, 〇〇〇」、控除総額「〇〇〇, 〇〇〇」差引支給額「〇〇〇, 〇〇〇」と記載されている。

オ 請求人がd社代表取締役社長C宛てに作成した退職願には「私儀 このたび一身上の都合により来たる〇年〇月〇日をもって退職致したくここにお願ひ申し上げます。 〇年〇月〇日 e支店〇〇部〇〇課B」と記載されている。

2 上記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 健康保険の傷病手当金の支給要件としての労務不能については、その被保険者が本来の業務に耐えられるか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきものであり、必ずしも医学的見地からのみ判断されるべきことではないが、ことは「傷病による療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、その傷病の診療に当たった医師が、その傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否かについてのどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。そして、傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができなると保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・

注射・処置等を受ける必要があるから  
とって直ちに労務不能とするものでは  
なく、症状、治療内容、予後の見通  
し等を総合的に検討し、被保険者が業  
務に就くことが可能か否かを保険者が  
判断することとされている。

- (2) 本件においてこれをみると、資料1  
によれば、A医師は、請求人の当該傷  
病について、令和〇年〇月〇日から同  
年〇月〇日まで35日間を不安焦躁を  
認め、今後加療が必要とするため労務  
不能と認めるとしている。しかしなが  
ら、資料6によれば、請求人の勤務す  
る事業主からの供述によると、請求人  
は、令和〇年〇月初旬に上司に家業を  
継ぐためとして退職の意向を示し、同  
年〇月〇日に退職届を提出し、その後、  
同月〇日まで普段どおりに出勤して、  
意欲的に業務をこなし、同月〇日  
から〇日まで公休日後、同月〇日から〇日  
までの間、有給休暇を取得して同日付  
けで退職し、同月分の給与は全額支給  
されたことが認められる。また、資料  
2のA医師の回答によると、労務不能  
期間を同月〇日からとした理由につ  
いて「退職日が近くなるにつれ表情は  
穏やかになりつつあった」、「〇月〇日  
以降は欠勤になるとの御本人の意見あ  
りて申請希望日に合わせる形で同年〇  
月〇日以降の日で傷病手当の記入とし  
た。」とされている。これらを考え併  
せると、請求人は、同月〇日まで普段  
どおりに出勤し、意欲的に業務をこな  
し、残っている有給休暇の取得をして  
いたのであり、有給休暇取得中の同月  
〇日から労務不能とされたのは、請求  
人の希望によるものであり、医学的  
根拠に基づくものではないと考えるの  
が、相当である。したがって、本件  
請求期間における当該傷病による療  
養のため労務不能と認めることは困  
難といわざるを得ない。
- (3) 以上によれば、請求人の主張には  
理由がなく、原処分は妥当であるの  
で、これを取り消すことはできない。よ

て、主文のとおり裁決する。